

伊丹市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）による社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市社会教育委員設置条例（平成2年伊丹市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定数等）

第2条 委員の定数は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。